

## 北海道産業振興条例に基づく助成制度の概要

### II 中小企業の競争力の強化を図るための助成措置

#### ○事業の概要

中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品開発などに要する経費に対し補助する事業

対象事業名		対象となる事業内容	補助率	限度額
1. マーケティング支援事業		中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う各種市場調査や展示会等（道内において行われるものを除く。）への出展に係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	200万円
2. アドバイザー等招へい支援事業	(1) 一般分	中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、生産管理、マーケティング等の専門アドバイザー等の招へいに係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	100万円
	(2) 特定産業分野枠	立地企業（自動車・電子部品製造業等加工組立型工業の事業者）との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業若しくは環境・エネルギー産業（リサイクル、リデュース、リユースを除く）の中小企業者等が、原価引き下げや生産管理の合理化等コスト競争力等の課題解決を図るために行う専門コンサルタントの招へいに係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	200万円
3. 産業人材育成支援事業		中小企業者等が新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等及び専門職大学院、社会人を対象とした大学院等への従業員等の派遣に係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	50万円
4. 産学連携等研究開発支援事業		道内において構成員が2分の1以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等のために大学等と連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業、環境・エネルギー産業（リサイクル、リデュース、リユースを除く）に関する研究開発に係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	1,200万円
5. 市場対応型製品開発支援事業	(1) 一般分	中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業	対象経費の1/2以内	300万円（うち市場調査等200万円、人件費100万円）
	(2) 特定産業分野枠	立地企業（自動車・電子部品製造業等加工組立型工業の事業者）との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業若しくは環境・エネルギー産業（リサイクル、リデュース、リユースを除く）の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に係る経費に対し補助する事業	対象経費の2/3以内（市場調査等1/2以内）	500万円（うち市場調査等200万円）

※「特定産業分野枠」は、「北海道中小企業応援ファンド」の助成メニューで対応。

「北海道中小企業応援ファンド」は、国主導により国(中小機構)、道、経済団体及び金融機関の出資で組成し、その運用益を中小企業支援に充てるファンド

- (1) 中小企業向けの基本的な施策を、道と同様に、条例化している都府県は、全体の8割程度。  
→条例化の理由としては、振興方向を明示などが挙げられている。
- (2) 道と同様に、重点的に振興を図っていく業種・分野を規定している都府県は、全体の9割を占める  
→ただし、業種・分野は、各都府県の考え方を反映し、様々となっている。  
→全体的には、「加工組立型」、「食品」、「環境エネルギー」、「健康医療分野」の4分野が多い。